



令和 7 年 4 月 16 日

地元ケーブルテレビ局(NCV 米沢)をかたる訪問勧誘にご用心！

地元ケーブルテレビ局 (NCV 米沢) から NCV をかたった訪問によるインターネット回線の勧誘について情報提供がありました。



「NCV です。」と訪問を受けたので玄関ドアを開けたところ、「NCV から依頼されている。工事費無料でネットの速度をあげられる。」等と勧誘を受けた。怪しいと思い断ったが、そもそも NCV と言われなければドアを開けなかった。電線を見て訪問しているらしい。



NCV の関連会社を名乗る男性から「通信速度が速くなり料金が安くなる。早くするにはモデムの交換が必要。」と勧誘を受けた。名刺を見ると他社のようだが、NCV の関連会社なのか。



当センターに NCV 米沢の担当者から上記のような勧誘があったと情報提供いただきました。NCV 米沢の HP には「**NCV を装った訪問にご注意ください**」として、「**NCV との業務委託契約がないにもかかわらず、NCV のスタッフを装った人物がインターネットサービスに関して誤解を招くような案内を行っているとの報告が複数寄せられています。**」と注意喚起されています。

出典 NCV 米沢センターホームページ

(<https://www.ncv.co.jp/information/101886/>)

インターネット回線などの訪問販売は違法ではありませんが、勧誘を行う場合には、①勧誘者の氏名又は名称、②勧誘する目的であることを告げなければなりません。また、①、②に加えて③電気通信事業者の氏名又は名称も告げる必要があります。

✓ 慌てて契約しない

口頭でも契約は成立します。その場で返事をせず、十分に検討してから決めましょう

✓ はっきりと断る

契約する意思がなければ、あいまいな返事をせずはっきりと断りましょう

✓ 契約してしまったら

契約書面を受け取った日から 8 日が経過するまでは初期契約解除ができる場合があります

不審や不明な点がある場合には NCV 米沢センター (0238-24-2525) までお問い合わせください。

困ったときは一人で悩まず 米沢市消費生活センターへ相談しよう！

○消費生活センターとは…

消費生活センターは、都道府県や市区町村等が運営している消費生活（消費者と事業者との契約）のトラブル等に関する相談機関です。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が公正な立場で対応しています。その他、パンフレットの配布や出前講座の開催などの普及啓発活動も行っています。

○どんな人が相談できるの？

原則として米沢市にお住まいか、通勤・通学している方が対象です。

※事業者や個人事業主からの事業に関する相談はお受けしていません。

○どんな場合に相談できるの？

商品やサービスの契約トラブルや借金の返済、製品事故などでお悩みの時は、お気軽にご相談ください。専門の相談員が解決に向けた助言や情報提供を行います。必要に応じて、事業者への交渉のお手伝い（あっせん）や適切な他機関への紹介も行います。

○相談するときには…

相談員は消費生活に関する専門家ですが、相談をすれば自動的に問題が解決するわけではありません。相談者と一緒に考え、解決の方法を探ります。相談の内容によっては、契約書、見積書、保証書などの資料があるとスムーズに相談を進めることができます。

原則として契約者ご本人が相談してください。病気などでご本人の相談が難しい場合には、ご家族や介護・見守をしている方からの相談もお受けします。

電子メールでの相談は受け付けておりません。お電話で相談していただくか、来所の際は、米沢市役所1階総合案内に声をかけてください。



おかしいなと思ったら、どうしてもわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター
市役所内

知ろう レッツゴーにっこり
相談直通電話 40-0525

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してケロ！

